

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	歴史博物館
委 託 業 務 名	大津市歴史博物館吸収式冷温水発生機保守点検業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町
概 要	冷房・暖房を開始時に行う保守作業（年2回）、冷房運転中に行う保守点検（年1回）、冷却水伝熱管の簡易薬品洗浄、吸収液及びインヒビター分析、テレメンテ遠隔監視
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで （契約の更新は2回を限度とする）
契 約 年 月 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	1,452,000円（税込み）
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 守山市伊勢町627番地 〔名 称〕 川重冷熱工業株式会社 京滋支店 支店長 森 耕作
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>博物館では、文化財を良好な環境で保存するため、常時一定の温湿度を確保する必要があり、冷温水発生機を使用して、効率的に一定の温湿度を保っている。</p> <p>当館が設置している冷温水発生機は川重冷熱工業株式会社の製品であり、受託者は製造メーカーとして、当該機器の構造等に精通し、専門的知識と技術的ノウハウを蓄積しており、保守点検にも万全を期して、常時博物館の温湿度管理を行うことができる。また、受託者以外による保守点検等実施の場合、保安上重大な問題が生じる可能性があり、製造責任の観点から受託者以外による保守契約は適さない。加えて、当該業務は同機器のテレメンテ遠隔監視も行うため、当該受託者でないと通信の受信管理が行えない。</p> <p>以上から、本機器と密接不可分の関係である当該受託者と契約を締結することにより、絶対的な安全の確保と瑕疵担保責任の明確化を図る。</p>
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。